

群馬大学共同利用設備統括センター設置規程

平成28. 7. 1 制 定
改正 平成31. 4. 1 令和 2. 4. 1
令和 3. 4. 1 令和 3. 4. 28
令和 4. 4. 1 令和 5. 4. 1
令和 6. 4. 1 令和 7. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学学則第8条第4項の規定に基づき、群馬大学共同利用設備統括センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(設 置)

第2条 センターは、学内外の研究設備の共同利用の促進、高度な分析機器を活用できる人材の育成並びに学内外利用者の分析機器利用技術の向上及び依頼分析や技術相談を通じて、学内外の教育、研究及び開発の向上に寄与することを目的とする。

2 センターの設置期間は、令和8（2026）年3月31日までとする。ただし、必要に応じて延長することができる。

(組 織)

第3条 センターに、共同利用設備統括推進室を置く。

2 第1項に規定する室に関し必要な事項は、別に定める。

3 センターに、共同利用施設として、次号の組織を置く。

(1) 研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター

(2) 理工学府産学連携推進部門

(3) 医学系研究科附属教育研究支援センター共同利用機器部門

(4) 生体調節研究所附属生体情報ゲノムリソースセンター

(業 務)

第4条 センターは、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 研究設備の学内外での共同利用に関すること。

(2) 設備の共同利用を通じた外部機関との連携に関すること。

(3) 民間企業等からの依頼分析や技術相談の連携受託体制の構築に関すること。

(4) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 研究・産学連携推進機構の主担当を命ぜられた教員のうち、学長が指名する者

(4) 技術職員

(5) マネージャー

(6) マネージャー補佐

- (7) コーディネーター
- (8) インストラクター
- (9) その他必要な職員
(センター長等)

第6条 センター長は理事（研究・企画担当）をもって充て、副センター長は学長が指名する教職員をもって充てる。

- 2 センター長はセンターの業務を掌理し、副センター長はセンター長を補佐するとともに、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第7条 センターの円滑な運営を図るため、群馬大学共同利用設備統括センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

- 2 センター会議は、第4条各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議・決定する。

- 3 センター会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 第3条第1項に掲げる室の長
- (4) 大学教育・学生支援機構長
- (5) 医学系研究科長、保健学研究科長、理工学府長及び生体調節研究所長
- (6) その他センター長が必要と認めた者 若干人

- 4 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

- 5 議長が必要と認めたときは、第3項各号以外の者をセンター会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第8条 センターの事務は、関係部課等の協力を得て、研究推進部産学連携推進課において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。